(1)活動計画書

予定年	実施内容
平成29年度	 在田北二丁目まちづくり協定の運用他 ・外観変更事前協議において、審査および会員への助言・指導をおこなう。 ・まちづくり協定の適切な解釈、適用除外の判断をおこなう。 ・事前協議チェックリストの充実をはかる。 ・住環境被害の解決に向けての支援をおこなう。 ・法律、条例、施行規則等の改正、建築様式等の変化に対応し、調査研究、まちづくり協定の見直し、各種条例等必要な制度の制定にむけての活動をおこなう。 ・公共施設、道路および環境衛生等の問題について、自治会役員会ならびに関係諸官庁への情報提供をおこなう。 ・広報活動等、まちづくり協定の認識と理解を深める活動をおこなう。 荏田北二丁目自治会ホームページのブラッシュアップにより、荏田北二丁目まちづくり協定の周知をはかる。
平成30年度 平成31年度	荏田北二丁目まちづくり協定の運用他 (運用他の項目は、平成29年度の各項目に同じ)